

社会福祉法人新篠津福祉会定款細則

第1条 社会福祉法人新篠津福祉会（以下「法人」という）の定款に関する事項については、法人の定款に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第2条 法人の定款第25条1項ただし書きの「日常の業務として理事会が定めるもの」は、次のとおりとする。

- ① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債務の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- ④ 設備資金の借りに係る契約であって予算の範囲以内のもの
ただし、当該契約について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、あらかじめ理事会で定めた理事が専決する
- ⑤ 建設工事請負や物品購入等の契約のうち次のような軽微なもの
ただし、経理規程第73条に規定する随意契約に限るものとする
ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、取得等に係る金額が100万円未満に限るものとし、当該取得等について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、あらかじめ理事会で定めた理事が専決する
- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く100万円未満の物品に限るものとし、当該売却等について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、あらかじめ理事会で定めた理事が専決する
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩ 入所者の預かり金の日常の管理に関すること
- ⑪ 寄付金の受け入れに関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く

附 則

この定款細則は、平成29年4月1日から施行する。

この定款細則は、令和4年6月1日から施行する。